



答申第 583 号

平成 25 年 11 月 27 日

神奈川県教育委員会  
委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 25 年 1 月 16 日付けで諮問された特定の県立高等学校に係る文書等一部非公開の件（諮問第 636 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、保護者説明会の特定回の撮影記録について、存在しないとして公開を拒んだことは、妥当である。
- (2) 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、公開された2回分の保護者説明会の撮影記録等を特定し諾否の決定を行ったことは、妥当である。

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成24年8月21日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定の県立高等学校（以下「本件学校」という。）に係る特定の改修工事（以下「本件改修工事」という。）資料、特定の防水工事（以下「本件防水工事」という。）資料、本件学校において特定の期間に行われた保護者説明会（以下「本件説明会」という。）4回分の撮影記録、特定の検査資料及び特定の補修等工事資料（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成24年10月19日付けで、本件行政文書のうち、本件説明会2回分の撮影記録は存在しないとして公開を拒み、その余の文書を併せて一部非公開決定（以下「本件処分」と総称する。）を行った。さらに、平成24年10月31日付けで、非公開理由を補充するため、本件処分の一部を変更する決定（以下「本件変更決定」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、本件行政文書のほかに、公開されていない行政文書が存在するはずであるとして、平成24年12月26日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件変更決定の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件説明会の撮影記録について

ア 本件説明会4回分の撮影記録のうち、公開されていない2回分の撮影記録（以下「本件不存撮影記録」という。）について、本件学校で一括保管されていたものが、一部は保存され、一部は処分されたという実施機関の説明は、理解ができない。

イ 本件説明会の撮影記録のうち、公開された2回分の撮影記録（以下「本件既公開撮影記録」という。）のうち、1回分は説明会の前半及び最終部分が、1回分は説明会の前半部分が欠落しており、教育委員会にとって都合の悪い部分を編集したことが疑われる。

(2) 本件防水工事資料について

ア 本件防水工事資料のうち、工事完成調書（以下「本件完成調書」という。）の別紙及び支払いの詳細の証書、塗膜防水工事自主検査表（以下「本件検査表」という。）の結果が記入された資料、工事日報、設計書、仕様書、経費の詳しい内容及びクラック幅の写真が公開されていない。

イ コンクリートスラブのクラックやジャンカの幅や長さを検証することは、防水工事の基本である。事故を全く検証せず、行政としても反省もしていないことになる。

ウ 防水費用の観点から検証すると、クラックの大きさ・長さは、クラック処理費用の算出に絶対的な要素である。実施機関の回答は、最も重要な部分を保全管理業務委託業者に丸投げしていることになる。

(3) 本件改修工事資料について

本件改修工事資料のうち、クラック、ジャンカ幅を色分け着色し、写真撮影を行い、チェックリストを作成し、監督の承認を受けた資料（以下「本件改修工事関係資料」という。）が公開されていない。

(4) その他

教育委員会と保全管理業務委託を請け負っている事業者との契約において、疑問点があれば調査することができるとの条項を設けており、教育委員会には調査する義務がある。資料を提出させ、きちんと点検すべきである。

#### 4 実施機関（教育局行政部まなびや計画推進課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### （1）本件行政文書について

本件行政文書は、本件説明会4回分の撮影記録、本件改修工事資料、本件防水工事資料、特定の検査資料及び特定の補修等工事資料である。

##### （2）本件説明会の撮影記録の存否について

ア 本件不存在撮影記録は、保存期間を満了し、処分されているため存在しない。本件既公開撮影記録は、本件学校において発見されたことから公開したものであり、なぜ保存されていたかは不明である。

イ 本件既公開撮影記録について欠落部分があるとされているが、そのような部分は存在しない。当該記録について条例第5条第1号及び第6条に基づき特定の個人が識別できる情報部分について非公開となるように編集（音声処理及び映像のフィルタリング処理）を行ったのみであり、その余の作為的な編集を行ったという事実はない。

##### （3）工事関係資料の存否について

###### ア 本件改修工事資料について

本件改修工事資料は一式全て公開している。本件改修工事関係資料は、「屋上スラブ上面クラック調査及び施工報告書」と特定し、既に公開している。

なお、本件改修工事資料は、神奈川県教育委員会行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）において工事の執行に関するものとして保存期間の区分が5年と定められているものであり、既に保存期間が満了しているが、事故の検証等のために保存期間にかかわらず保存していたものである。

###### イ 本件防水工事資料について

（ア）本件完成調書の別紙は、不服申立人が想定しているような支払いの詳細の証書ではなく、施工範囲や施工理由等の工事の詳細を記した文書を示しており、既に公開している。

（イ）本件改修工事資料は、緊急工事で直接発注であったため、工事日報

- 等も全て添付されていた。これに対し、本件防水工事は「保全管理業務委託」の手法で実施しており、公開できた資料に差異が生じている。
- (ウ) 保全管理業務委託とは、民間ノウハウの活用や業務の効率化を目的として、当該業務委託の受託者（以下「受託者」という。）に対して設計から発注、工事監理、完了検査までを一括して委託する業務であり、当該委託工事における教育委員会の役割は、受託者が作成する設計書等の確認（閲覧）や施工に関する指示にとどまる。よって、特段の理由により、教育委員会から受託者に対し、提出を求め、收受しない限り、当該委託工事における工事日報、仕様書、積算内訳書は行政文書に該当しない。
- (エ) 本件防水工事において、教育委員会が工事日報、仕様書、積算内訳書（以下「本件工事日報等」と総称する。）の提出を受託者に求めた事実はない。
- (オ) クラック幅の写真（以下「本件写真」という。）についても、同様の理由により行政文書として存在しない。
- (カ) 本件自主検査表は施工計画書の一部として施工業者から受託者を通して教育委員会に提出されている文書である。施工計画書とは、工事を完成するために必要な手順や工法について、工事着手前に工事監理者や発注者に報告を行うものであるため、その一部である検査表に合否の結果が記載されていないことが文書の不備でないことは明らかである。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件不服申立ての対象について

不服申立人は、本件行政文書のほかに保護者説明会の撮影記録や工事資

料の添付書類が存在するはずであるとして、その公開を求めているものと認められる。

したがって、当審査会としては、当該文書等の存否について、以下、検討する。

(3) 本件説明会の撮影記録の存否について

ア 本件不存在撮影記録について

(ア) 不服申立人は、本件学校で一括保存されていたものが、一部は保存され、一部は処分されたという実施機関の説明は、理解ができないと主張している。

(イ) 実施機関は、本件不存在撮影記録は、保存期間を満了し、処分されているため存在しない。本件既公開撮影記録は、本件学校において発見されたことから公開したものであり、なぜ保存されていたかは不明であると説明している。

(ウ) 当審査会が確認したところ、本件請求に対し保存期間は経過しているが、本件説明会4回分のうち2回分の撮影記録が発見されたことから公開したことが認められる。本件説明会の撮影記録は、管理規則第2条第1号に定める電磁的記録に該当し、本件学校ファイル文書目録の第2ガイド「会議」の保存期間5年に相当するものとして管理していたが、この保存期間も既に満了しているため、処分されていたとしても違法ではない。

本件の場合、情報公開の運用においては、保存期間が満了していても、実施機関が現に管理している文書は条例の対象となることから、本件請求を受けて発見された2回分の公開を実施したものである。2回分のみ保存されていた理由は不明であるが、残る2回分の撮影記録は存在しないという実施機関の説明を覆すに足る特段の事情も認められない。

したがって、本件不存在撮影記録について、存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

イ 本件既公開撮影記録の欠落部分について

(ア) 不服申立人は、公開された撮影記録のうち、1回分は説明会の前半

及び最終部分が、1回分は説明会の前半部分が欠落しており、教育委員会にとって都合の悪い部分を編集したことが疑われると主張している。

(イ) 実施機関は、本件既公開撮影記録について欠落部分があるとされているが、そのような部分は存在しない。当該記録について条例第5条第1号及び第6条に基づき特定の個人が識別できる情報部分について非公開となるように編集（音声処理及び映像のフィルタリング処理）を行ったのみであり、その余の作為的な編集を行ったという事実はないと説明している。

(ウ) 当審査会が確認したところ、特定の個人が識別できる情報部分について非公開となるように編集を行う前の撮影記録と行った後の撮影記録に総記録時間の差は認められなかった。特定の個人が識別できる情報部分について非公開となるように編集（音声処理及び映像のフィルタリング処理）を行ったのみであり、その余の作為的な編集を行ったという事実はないとの実施機関の説明の他に本件処分の際に実施機関が映像を編集したことを推測させる事実もないので、欠落部分が当初から存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

#### ウ 工事関係資料の存否について

##### (ア) 本件改修工事資料について

a 不服申立人は、本件改修工事資料のうち、本件改修工事関係資料がないと主張している。

b 実施機関は、本件改修工事関係資料は、「屋上スラブ上面クラック調査及び施工報告書」と特定し、既に公開していると説明している。

c 当審査会が確認したところ、実施機関が特定した「屋上スラブ上面クラック調査及び施工報告書」には、クラック、ジャンカ幅を色分け着色した施工概略図、施工前・施工後等の状況を撮影した写真、監督の承認を受けたことが分かる表紙から構成されており、不服申立人が求める趣旨の文書と認められることから、実施機関が「屋上スラブ上面クラック調査及び施工報告書」を本件改

修工事関係資料と特定し、公開したことは妥当であると判断する。

(イ) 本件防水工事資料について

a 保全管理業務委託について

教育委員会では、多数の出先機関を管理しており、全ての工事を直接発注することは事務処理上困難である。そこで、保全管理業務委託により事務の軽減を図っている。保全管理業務委託とは、受託者に対して設計から発注、工事監理、完了検査までを一括して委託する業務であり、当該委託工事における教育委員会の役割は、受託者が作成する設計書等の確認（閲覧）や施工に関する指示にとどまる。よって、特段の理由により、教育委員会から受託者に対し、提出を求め、收受しない限り、当該委託工事における工事日報、仕様書、積算内訳書の提出を受けることはない。

b 本件完成調書について

(a) 不服申立人は、本件防水工事資料のうち、本件完成調書の別紙及び支払いの詳細の証書がないと主張している。

(b) 実施機関は、本件完成調書の別紙は、不服申立人が想定しているような支払いの詳細の証書ではなく、施工範囲や施工理由等の工事の詳細を記した文書を示しており、既に公開していると説明している。

(c) 当審査会が確認したところ、本件完成調書には、別紙との記載はないが施工範囲や施工理由等の工事の詳細を記載した文書が添付され、既に公開されている。また保全管理業務委託の手法により工事を実施していることから、不服申立人が想定するような支払いの詳細の証書といった文書がないことについても、実施機関の説明は不合理とはいえない。

c 本件工事日報等について

(a) 不服申立人は、本件防水工事資料のうち、本件工事日報等及び本件写真がないと主張している。

(b) 実施機関は、本件防水工事は保全管理業務委託で実施されており、特段の理由により教育委員会から受託者に対し提出を求め、

収受しない限り委託工事における工事日報、仕様書、積算内訳書は行政文書に該当せず、本件防水工事において教育委員会がこれらの文書の提出を受託者に求めた事実はないと説明している。

また、本件写真についても同様の理由により行政文書として存在しないと説明している。

(c) 保全管理業務委託とは、前記 a に記載のとおり、受託者に対して設計から発注、工事監理、完了検査までを一括して委託する業務であり、当該委託工事における教育委員会の役割は受託者が作成する設計書等の確認（閲覧）や施工に関する指示にとどまるから、本件工事日報等及び本件写真等について実施機関が保有していないとの説明は不合理とはいえない。

d 本件自主検査表について

(a) 不服申立人は、本件自主検査表について、検査結果が記入された文書がなく不備である旨主張している。

(b) 実施機関は、本件自主検査表は、施工計画書の一部として施工業者から受託者を通して教育委員会に提出された文書である。施工計画書とは、工事着手前に工事監理者や発注者に報告を行うものであるため、合否の結果の記載がないことは不備に当たらないと説明している。

(c) 当審査会が確認したところ、施工計画書は、工事着手前に工事監理者や発注者に報告する文書であり、この一部として提出された自主検査表に合否の結果の記載がないことに不自然な点は認められない。さらに、施工計画書は、保全管理業務委託において提出文書には含まれておらず、特段の理由から本件防水工事において特別に収受したことが認められる。したがって、工事後に作成される合否の結果が記載された文書を収受していないことについても実施機関の説明は不合理とはいえない。

(4) その他

ア 当審査会は、実施機関の協力を得て、撮影記録の保存状況について当時の学校関係者にも調査を行ったが、4回分のうち2回分のみが残され

ていた経緯及び残されていた記録に当時編集を行ったかどうかは不明であった。

イ 当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記3（4）の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別 紙

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 1 月 17 日	○ 諮問受理
1 月 24 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 15 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 21 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 13 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
4 月 23 日 (第 127 回部会)	○ 審議
5 月 17 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
5 月 31 日 (第 128 回部会)	○ 審議
6 月 24 日 (第 129 回部会)	○ 審議
7 月 19 日 (第 130 回部会)	○ 審議
8 月 22 日 (第 131 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	横 浜 国 立 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成 25 年 11 月 27 日現在) (五十音順)